

銚子市児童発達支援センターわかば  
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和3年4月

銚 子 市

## 目次

1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	施設の概要	1
(1)	名称	1
(2)	所在地	1
(3)	事業・契約者数	1
(4)	規模等	2
(5)	大規模修繕の状況	2
3	申込の手続き	2
(1)	募集要項の配布	2
(2)	応募受付	3
(3)	申込資格	3
(4)	提出書類	4
(5)	留意事項	4
(6)	現地見学会	5
(7)	質問の受付及び回答	5
4	指定管理にあたっての条件	6
(1)	指定期間	6
(2)	業務の範囲	6
(3)	管理の基準	6
(4)	事業計画について	8
(5)	業務委託の制限	8
(6)	業務の引継ぎ	9
(7)	指定管理に要する費用	9
(8)	指定管理料の不足及び剰余金の取扱い	9
(9)	施設・備品等の管理	9
(10)	疑義についての協議	9
	＜リスク分担表＞	10
5	選定について	11
(1)	選定方法	11
(2)	選定基準	11
(3)	選定結果の通知	11
6	指定管理者の指定	12
(1)	指定管理者の指定	12
(2)	指定の年月日	12
(3)	協定の締結	12
7	スケジュール	13
別表	指定管理者選定審査に係る評価項目等	14
別添	平面図・案内図	15
添付書類	応募様式	

## 1 指定管理者制度導入の趣旨

特別な支援を必要とする児童を日々保護者のもとから通わせ、日常生活における基本的動作の指導や集団生活に適応できるような支援を提供し、障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的として設置された銚子市児童発達支援センターは、本市における障害児支援の中核施設として、その機能を果たしてきました。

このたび、年々多様化する障害福祉サービスに柔軟に対応し、利用児童等の特性に応じたきめ細やかな支援の提供を行い、児童発達支援センターの業務向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び銚子市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年銚子市条例第21号）第2条の規定、銚子市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（令和2年銚子市条例第24号）に基づき、指定管理者として障害児等の福祉向上に寄与し、良好な施設運営が期待できる事業者を次のとおり募集します。

## 2 施設の概要

### (1) 名称

銚子市児童発達支援センターわかば

### (2) 所在地

千葉県銚子市三崎町3丁目96番地の1

### (3) 事業・契約者数

令和3年4月1日現在

施設	事業	契約者数
福祉型児童発達支援センター (多機能型)	児童発達支援 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定	25人
	居宅訪問型児童発達支援 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定	—
	保育所等訪問支援 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定	15人
	障害児相談支援 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定	69人
	特定相談支援（計画相談支援・基本相談支援） 障害者総合支援法第5条第18項・19項に規定	42人

#### (4) 規模等

ア 敷地面積	2,964.04 m <sup>2</sup>
イ 建物面積	612.30 m <sup>2</sup>
舎屋	537.09 m <sup>2</sup> (コンクリート平屋建て)
車庫	60.31 m <sup>2</sup> (鉄骨平屋建て)
倉庫	14.90 m <sup>2</sup> (木造平屋建て)

単位：m<sup>2</sup>

室名	室数	面積	室名	室数	面積
指導訓練室	3	105.38	食堂	1	40.97
		(内訳)	調理室	1	20.52
		37.08	事務室	2	30.24
		33.43			18.02
		34.87	洗濯室	1	9.72
遊戯室	1	67.47	更衣室	1	11.18
医務室・静養室	1	12.96	教材庫	3	22.66
相談室	1	37.71	その他	—	160.26

#### (5) 大規模修繕の状況

年度	工事等の概要
平成23年度	遊戯室屋根防水改修工事
平成26年度	所庭フェンス設置工事
平成27年度	屋根防水改修工事
平成28年度	調理室改修工事・調理室機械設備工事・調理室電気設備工事 屋根防水工事 門扉改修工事 職員用便所等改修工事
令和元年度	食堂エアコン取替工事
令和2年度	遊戯室空調換気設備設置工事 各指導訓練室空調換気設備設置工事
令和3年度	間仕切壁等改修工事 浄化槽設置工事 建具改修工事 (令和2年度着工、令和3年度完了予定)

### 3 申込の手続き

#### (1) 募集要項の配付

配付方法	市ホームページに掲載（各自ダウンロードのこと。） 市社会福祉課障害支援室窓口で書き込みしたCDを配付
配付期間	令和3年4月30日（金）から令和3年8月31日（火）まで 窓口での配布は、上記期間の平日、午前9時から午後5時まで

## (2) 応募受付

応募方法	提出書類を持参又は郵送
応募受付期間	令和3年8月2日（月）から令和3年8月31日（火）まで 上記期間の平日、午前9時から午後5時まで（最終日必着）
問合せ・応募先	銚子市社会福祉課 児童発達支援センターわかば 銚子市三崎町3丁目96番地の1 電話 0479-22-2742

## (3) 申込資格

申込みするには次の要件の全てを満たすことが必要です。

- ア 千葉県内で5年以上の運営実績がある、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者支援施設を有する法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定に該当するものでないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- エ 法人等及び当該法人等の理事長又は代表者について、現に所得税又は法人税、県民税及び市町村民税の滞納がないこと。
- オ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
- (ア) 法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる行動を行う団体であること。
  - (イ) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及びその経営に関与している者を、法人格を有しない団体にあってはその代表者及びその経営に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）であること。
  - (ロ) 暴力団関係者が法人等の経営に実質的に関与していること。
  - (ハ) 法人等又はその役員等が、自己又は自己が役員等となっている法人等若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していること。
  - (ニ) 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財政上の利益又は便宜を供与していること。
  - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際をしていること。
  - (ヘ) (ア)から(ホ)までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団関係者と社会的に避難されるべき関係を有していること。
- カ 経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できるものであること。

#### (4) 提出書類

- ア 申込みにあたっては、次の書類を提出してください。
- (ア) 銚子市公の施設の指定管理者指定申込書（様式1）
  - (イ) 管理を行う公の施設の事業計画書（様式2）
  - (ロ) 管理に係る収支予算書（様式3）
  - (ハ) 登記事項証明書（法人の場合）、代表者の身分証明書（法人以外の団体の場合）
  - (ニ) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
  - (ホ) 国税及び地方税の納税証明書（公募の開始以降に交付されたものに限る。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書、市税においては滞納のない証明書
  - (ヘ) 直近3年度の貸借対照表及び損益計算書、事業活動計算書又は活動計算書
  - (ト) 直近3年度の事業報告書
  - (チ) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
  - (リ) 雇用計画書（任意様式）
  - (ル) 暴力団排除措置に関する同意書（様式4）
  - (レ) 法人又は団体の概要（様式5）
  - (ロ) 現在運営している障害福祉事業所の概要
  - (セ) 現在運営している障害福祉事業所の就業規則、職員給料規程、経理規程等の諸規程
- イ 提出書類は、正本1部、副本10部を提出してください。
- ウ 提出書類は、A4縦のファイルバイnderに1部ずつ綴り、インデックスを付してください。また、ファイルの表紙及び背表紙にタイトル「銚子市児童発達支援センター指定管理者指定申込書」及び法人等名を記載してください。
- エ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

#### (5) 留意事項

- ア 提出された書類の内容は、軽微なものを除き変更することはできません。
- イ 提出された書類は返却しません。
- ウ 提出された書類は、今回の選定目的以外で使用されることはありません。  
ただし、銚子市情報公開条例（平成10年銚子市条例第19号）に基づき、非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報等）を除き公開の対象となります。
- エ 申込書を提出した後に申込みを辞退する場合は、申込辞退届（様式6）を提出してください。
- オ 次のいずれかに該当する場合は失格とします。
- (ア) 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合
  - (イ) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
  - (ロ) 本要項に違反すると認められる行為があった場合
- カ 申込みに関して必要となる費用は、申込者の負担とします。

## (6) 現地見学会

日 時 ・ 場 所	令和3年8月2日（月）個別に時間を設定する予定です。 銚子市児童発達支援センターわかば
参 加 人 数	各法人等2人以内
申 込 期 限	令和3年7月16日（金）午後4時まで
申 込 方 法	参加を希望される場合は、参加申込書（様式7）に記入の上、 F A X (0479-22-2742) 又はメール（jidoudsc@choshinet.or.jp 若しくは shogai@city.choshi.lg.jp）でお申し込みください。 なお、申込時に必ず到着確認を行ってください。 見学日程につきましては、申込期限経過後にご連絡いたします。 上記日時以外で現地見学をご希望の際は、別途ご相談ください。
注 意 事 項	現地見学会に要する時間は、1時間程度を予定しています。 見学の際は、新型コロナウイルス感染予防対策として、検温等 を実施させていただきます。 体調が悪い場合は、参加をご遠慮いただけますようお願いいた します。 当日は、質問は受け付けしません。 質問がある場合は、現地見学会終了後に定められた方法により 行ってください。

## (7) 質問の受付及び回答

受 付 期 間	令和3年8月2日（月）から令和3年8月13日（金）まで
受 付 時 間	午前9時から午後4時まで
受 付 方 法	質問書（様式8）に記入の上、F A X (0479-22-2742) 又は メール（jidoudsc@choshinet.or.jp 若しくは shogai@city. choshi.lg.jp）で提出してください。 なお、提出時に必ず到着確認を行ってください。 電話・口頭による受付は、行いません。
回 答 方 法	回答できる全質問に対し、8月20日（金）午前9時に質問及 びその回答を市ホームページに掲載する予定です。 なお、回答後の再質問は受付しません。 回答は募集要項の追加・変更となる場合があります。

## 4 指定管理にあたっての条件

指定管理者が行う業務の概要は、次のとおりです。

詳しくは、別添「銚子市児童発達支援センターわかば指定管理業務仕様書」を参照してください。

### (1) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

### (2) 業務の範囲

- ア 利用の許可及びこれに付随する業務
- イ 各種支援事業に関する業務
  - ㊦ 児童発達支援業務
  - ㊧ 居宅訪問型児童発達支援業務
  - ㊨ 保育所等訪問支援業務
  - ㊩ 障害児相談支援業務
  - ㊪ 特定相談支援業務
  - ㊫ その他利用児童等のサービス向上に資するものとして提案された業務
- ウ 施設及び設備の維持管理及び補修に関する業務
- エ 児童発達支援のための送迎車両の運行に関する業務

### (3) 管理の基準

- ア 事業所の指定及び事業所番号

事業者は銚子市とし、指定障害児通所支援事業所、指定障害児相談事業所及び指定特定相談支援事業所としての指定は継続するものとする。

サービスの種類	事業所番号
児童発達支援	1 2 5 1 3 0 0 0 1 6
居宅訪問型児童発達支援	
保育所等訪問支援	
障害児相談支援	1 2 7 1 3 0 0 0 1 2
特定相談支援	1 2 3 1 3 0 0 0 3 7

- イ 営業日及び営業時間

- ㊦ 営業日

月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く。）

- ㊧ 営業時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て変更することができるものとする。

## ウ 職員の配置基準

- (7) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）及び障害者総合支援法に基づく指定計画支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）に基づく人員配置を満たした上で配置すること。

なお、職員はその職務内容により、管理運営の基準に定める免許等の資格を有する者とする。

<参考：現在の配置人数>

職 種		員数	備 考
施設長（管理者）		1	専ら管理業務に従事する者
事務職員		1	専らその職務に従事する者
児童発達支援管理責任者		1	専らその職務に従事する者
児童発達支援	保育士 児童指導員	6	現に利用する障害児（実利用者）に対して、 おおむねその障害児の数を四で除して得た数 保育士1以上 児童指導員1以上
	調理員	1	調理業務の全部を委託する場合は不要
	嘱託医	2	内科・小児科1 歯科1（非常勤可能）
居保	訪問支援員	2	居宅と保育所等を兼務 訪問支援を行うために必要な数
児特	相談支援専門員	2	障害児と特定を兼務 相談支援を行うために必要な数

- (i) 採用に関しては、職員に就業規則等の労働条件を明示し、雇用契約を締結してください。
- (ii) 現在勤務しており、今後も勤務を希望する者については、業務の安定的・継続的な運営を図るため、引き続き雇用を継続するように努めてください。

## エ 各種サービスの対象者

サービスの種類	対象者
児童発達支援	満2歳から小学校就学前まで
居宅訪問型児童発達支援	満18歳まで
保育所等訪問支援	
障害児相談支援	障害児通所支援を受けようとする者
特定相談支援	障害児居宅支援を受けようとする者 障害福祉サービス等を受けようとする障害者

※ いずれのサービスも市町村から、障害児通所給付費の支給決定を受けていること及び障害児相談支援・計画相談支援対象者であることが必要です。

オ 各種サービスの提供時間

サービスの種類	対象者
児童発達支援	午前9時30分～午後3時30分
居宅訪問型児童発達支援	午前8時30分～午後5時15分
保育所等訪問支援	
障害児相談支援	
特定相談支援	

※ ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、サービスの追加や提供時間の変更をすることができます。

カ 児童発達支援の定員

児童発達支援の1日当たりの利用人数は、おおむね24人とします。

キ 児童発達支援のための送迎

児童発達支援のため通所する利用児童について、車両による送迎を行ってください。

ク 児童発達支援における食事の提供

- (ア) 児童発達支援のため通所する利用児童について、施設内で調理した食事を提供してください。
- (イ) 提供する食事は、昼食とおやつとしてください。
- (ロ) ただし、おやつについては施設内で調理したものに限りません。
- (ハ) 献立はできるだけ変化に富み、障害の特性及び嗜好等に配慮しつつ、栄養的にバランスのとれたものとしてください。
- (ニ) 食物アレルギー疾患がある利用児童について、適切な対応をしてください。
- (ホ) 食事代については、現在の金額以内で所得に応じた料金設定をしてください。

(4) 事業計画について

現在実施している事業について、継続することを基本に事業計画を策定してください。

(5) 業務委託の制限

ア 指定管理者は、管理業務を一括して他に委託し、また請け負わせることはできません。

イ 再委託できる業務の範囲は次のとおりとします。

- (ア) 送迎業務
- (イ) 給食調理業務
- (ロ) 施設警備業務

- (エ) 機械等保守管理業務（消防用設備・非常通報装置・電子複写機）
- (オ) 浄化槽保守管理業務
- (カ) 害虫防除業務
- (キ) 窓ガラス清掃業務

## (6) 業務の引継ぎ

業務を円滑に引き継ぐために、児童発達支援については合同支援を行い、利用児童の個々の特性や対応方法等について、十分な引継期間を設けることとします。

また、保育所等訪問支援等や相談支援についても、利用児童や利用者の利便性を図るため、必要な引継期間を設けることとします。

管理運営全般の引継期間も含め、具体的な引継方法や引継期間については、市と協議の上、決定するものとします。

## (7) 指定管理に要する費用

利用料金制を採用します。

指定管理に要する費用は、障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、計画相談支援給付費、利用者負担金及び市からの指定管理料で賄うことを基本とし、指定管理者の自主事業に係る経費や収入は、指定管理料の積算には含めないこととします。

なお、指定管理者は、前年の10月に翌年度の予算書を市に提出してください。

## (8) 指定管理料の不足及び剰余金の取扱い

指定管理業務において、各年度の収支決算で不足や剰余金が発生した場合の取扱いについては、市と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

## (9) 施設・備品等の管理

ア 施設で使用している市の備品等は、無償貸与します。

イ また、希望があれば現在の送迎用バスも無償貸与します。

ウ 貸与備品については備品台帳により管理し、1件あたり50万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）の修繕は、指定管理者が行ってください。

エ 上記以外の修繕は、市と指定管理者の協議により実施するものとします。

オ なお、指定管理者が購入した備品で、指定管理料の積算に含まれていないものについては、指定管理者に帰属するものとします。

## (10) 疑義についての協議

ア 協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は次の表のとおりです。

イ これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。

ウ 下記事項以外や疑義が生じた場合は、市と指定管理者の協議によるものとします。

## リスク（責任）分担表

No.	種類	リスクの内容	リスク分担	
			市	指定管理者
1	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う費用負担		○
		ただし、急激な変動によるもの	両者の協議	
2	金利変動	金利変動による費用負担		○
		ただし、急激な変動によるもの	両者の協議	
3	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との調整		○
		施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応	両者の協議	
4	法令等の変更	一般的な法令等変更	両者の協議	
		指定管理に関する業務に直接影響を及ぼす法令等変更		
5	利用者の減少	運営に影響を及ぼす利用者減少で、指定管理者の責めに帰すことができないもの	両者の協議	
6	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加	○	
		不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
7	災害時の対応	待機態勢の確保、調査、報告、応急措置		○
8	災害復旧	施設の復旧工事	○	
9	書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
10	施設・設備・備品の損傷に対する修繕等の負担	経年劣化によるもの （1件あたり50万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のもの）		○
		経年劣化によるもの （1件あたり50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のもの）	両者の協議	
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの （1件あたり50万円（消費税及び地方消		○

		費税を含む。)未満のもの)		
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの (1件あたり50万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のもの)		両者の協議
		指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○
11	利用者及び第三者に対する賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により損害を与えた場合		両者の協議
12	セキュリティ	警備の不備による情報漏えい、犯罪発生		○
13	個人情報の保護	指定管理者が知り得た個人情報の漏えい		○
14	事業の遅延・中止	建物所有者の責任によるもの	○	
		指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
15	事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用		○

注1 「○」印が付してあるものは、単独又は主にリスク分担を負い、自己の責任と費用で各項目に対応するものとしします。

注2 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、両者協議の上、リスク分担を決定するものとしします。

## 5 選定について

### (1) 選定方法

ア 選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、利用者の代表者等により構成する銚子市児童発達支援センター指定管理者選定委員会において審査を行います。

イ プレゼンテーションの実施予定については、申込者へ後日連絡します。

### (2) 選定基準

選定する際の評価項目・評価内容は、別表のとおりとしします。

### (3) 選定結果の通知

選定の結果については、申込者に対して郵送で通知するとともに、市ホームページで公表する予定です。

## 6 指定管理者の指定

### (1) 指定管理者の指定

地方自治法第244条の2第6項による議会の議決を経た後、市長が指定します。

### (2) 指定の年月日

令和4年4月1日

### (3) 協定の締結

業務内容に関する細目事項、指定管理に関する指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目事項等について、指定管理者と市との間で協議の上、協定を締結するものとします。

## 7 スケジュール

日 程	内 容
令和3年4月30日(金) ～8月31日(火)	募集要項の配布
令和3年7月16日(金)	現地見学会の申込締切
令和3年8月2日(月)	現地見学会(銚子市児童発達支援センターわかば)
令和3年8月2日(月) ～8月13日(金)	募集要項に関する質問の受付
令和3年8月20日(金)	質問の回答(予定)
令和3年8月2日(金) ～8月31日(火)	応募受付期間
令和3年9月下旬	プレゼンテーション 審査(指定管理者の候補者の選定)
令和3年10月 日( )	候補者選定結果通知(指定管理者の候補者の決定)
令和3年12月議会	指定管理者の指定の議決 指定管理者の告示
令和4年1月4日(火) ～3月31日(木)	管理業務の引継期間
令和4年4月1日(金)	基本協定の締結 指定管理の開始

### 問合せ・応募先

〒288-0815

千葉県銚子市三崎町3丁目96番地の1

銚子市児童発達支援センターわかば

電 話 0479-22-2742

FAX 0479-22-2742

メール jidoudsc@choshinet.or.jp

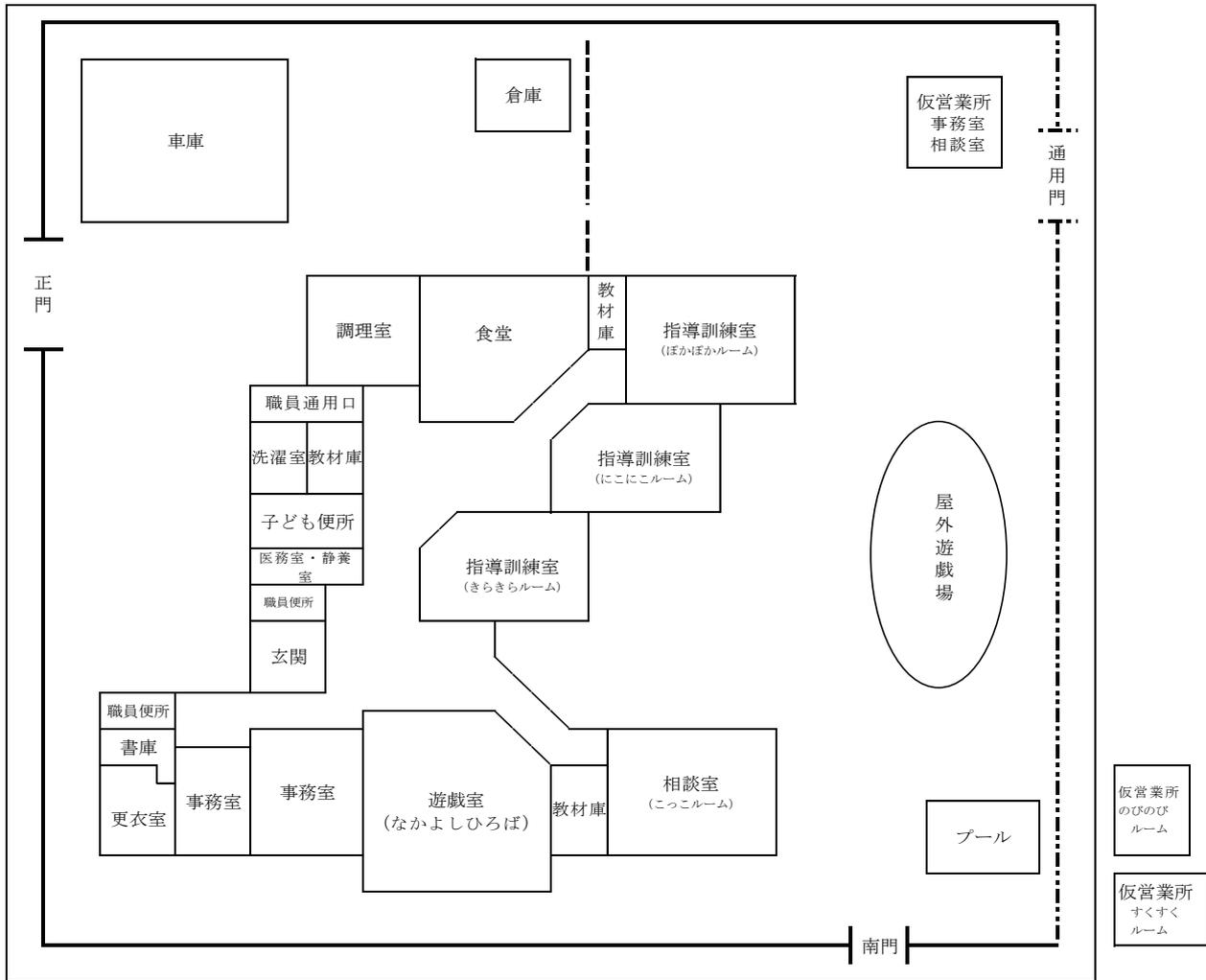
shogai@city.choshi.lg.jp

## 別 表

## 指定管理者選定審査に係る評価項目等

評価項目	評価内容	配点	
法人等の状況	財務状況が良好であるか。	10点	
	適正な収支計画が立てられているか。		
	事業計画からみて指定管理委託料の積算が妥当であるか。		
管理運営	「公の施設」としての経営方針や理念について	20点	
	児童発達支援センターの役割に対する理解について		
	障害児及び障害者支援に対する基本的な考え方について		
	適切な人員配置が可能か。		
業務体制	児童発達支援	送迎サービス計画について	40点
		食事の提供計画について	
		各指導計画について	
		年間行事計画について	
		人権擁護・虐待防止についての意識はどうか。	
		職員研修への取組みはどうか。	
		親の会への関わり方はどうか。	
	居宅訪問型児童発達支援に対する取組みについて		
	保育所等訪問支援に対する取組みについて		
	障害児相談支援に対する取組みについて		
	特定相談支援に対する取組みについて		
	苦情処理に対する体制は適切か。		
	個人情報保護・情報公開に対する体制は適切か。		
災害・事故・防犯対策は適切か。			
感染症対策は適切か。			
関係機関との連携に対する取組みについて			
自主事業	自主事業としての提案業務内容について	10点	
	自主事業の実施計画及び実施時期について		
施設及び設備の維持管理	浄化槽等の保守管理や施設内の衛生管理は適切か。	10点	
	清掃計画は適切か。		
	環境整備等への取組みについて		
	備品管理の考え方について		
業務の引継ぎ	引継ぎを行うための体制は適切か。	5点	
プレゼン内容	応募の理由と意欲について	5点	
	提出資料や説明のわかりやすさについて		
合 計		100点	

銚子市児童発達支援センターわかば 平面図



銚子市児童発達支援センターわかば 案内図

